

公立大学法人宮崎公立大学渉外等業務に従事する臨時職員に関する規則

平成30年4月1日

規程第141号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学臨時職員就業規則に定めるもののほか、渉外等の業務に従事する臨時職員（以下「渉外等従事職員」という。）の職務、給与等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 渉外等従事職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 大学業務の執行に支障をきたす案件への対応に関する業務
- (2) 学内における秩序の維持に関する業務
- (3) 第1号及び前号に係る職員への研修及び相談に関する業務
- (4) その他、一般的な事務業務

(給与)

第3条 渉外等従事職員の給与は、臨時職員就業規則第15条の規定にかかわらず、月額8,750円とする。

(その他)

第4条 第2条及び前条に規定するものを除き、勤務条件その他については、臨時職員就業規則に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。